

改正後	現 行
<p>については、第二の3の(7)の⑬の規定を準用する。</p> <p>第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(第15条第2項第7号)</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第10号及び第13号)</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第11号及び第14号)</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第12号)</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者へ</p>	<p>については、第二の3の(7)の⑪の規定を準用する。</p> <p>第四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「計画相談支援報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>1 計画相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定サービス利用支援</p> <p>(一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等(第15条第2項第6号)</p> <p>(二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意(同項第9号及び第12号)</p> <p>(三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付(同項第10号及び第13号)</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第11号)</p> <p>② 指定継続サービス利用支援</p> <p>(一) 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者へ</p>

改正後	現 行
<p>の面接等(同条第3項第2号)</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第7号、第12号から第14号まで)</p> <p>② 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて</p> <p>① 趣旨</p> <p>機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費を含む。以下同じ。)は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>② 基本的取扱方針</p> <p>当該報酬の対象となる事業所は、<u>以下について強く望まれるものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること <u>協議会と連携や参画していること</u> <p>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p>	<p>の面接等(同条第3項第2号)</p> <p>(二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第11号から第13号まで)</p> <p>③ 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて</p> <p>(一) 趣旨</p> <p>機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>(二) 基本的取扱方針</p> <p>当該報酬の対象となる事業所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、<u>協議会との連携や参画が強く望まれるものである。</u> <p>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p>

改正後	現 行
<p>③ 具体的運用方針</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)における機能強化型サービス利用支援費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u></p> <p>(一) 共通事項</p> <p>ア 共通</p> <p>(ア) 人員配置要件</p> <p>a 総則</p> <p><u>質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型サービス利用支援費（IV）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p>b 兼務の取扱い</p> <p><u>配置される相談支援専門員については、原則専従である</u></p>	<p>(三) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)</u>の具体的運用方針</p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準</u>における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</p>

改正後	現 行
<p><u>ことが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合には、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。</u></p> <p><u>このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型サービス利用支援費（IV）を除く。）が、具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>(イ) 留意事項伝達会議</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p>	

改正後	現行
<p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g) その他必要な事項</u></p> <p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(i)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) 現任研修修了者同行による研修</u></p> <p><u>現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(エ) 支援困難ケースの受入</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、</u> <u>そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所</u> <u>又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>事例検討会への参加</u> <u>基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が</u> <u>実施する事例検討会等に参加していること。</u></p> <p>(カ) <u>取扱件数</u> <u>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一</u> <u>体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれ</u> <u>ぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体</u> <u>の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計</u> <u>画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特</u> <u>定相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、</u> <u>1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員</u> <u>数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」とい</u> <u>う。)で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援</u> <u>事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用</u> <u>援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支</u> <u>援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p>イ <u>複数事業所が協働により体制を確保する場合</u></p> <p>(ア) <u>趣旨</u> <u>障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに四のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。</u></p> <p>(イ) 要件</p> <p><u>次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。</u></p> <p>a 体制要件</p> <p><u>次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。</u></p> <p>(a) <u>協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p>(b) <u>機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p>(c) <u>原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p>b 事業所要件</p> <p><u>次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしているこ</u></p>	

改正後	現行
<p><u>と。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>(b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u></p> <p><u>なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。</u></p> <p><u>また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。</u></p> <p><u>c 人員配置要件（各事業所）</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。</u></p> <p><u>(二) 機能強化型サービス利用支援費（I）について</u></p> <p><u>ア 人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。</u></p>	<p><u>ア 機能強化型サービス利用支援費（I）について</u></p> <p><u>(7) (1)関係</u></p> <p><u>一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならぬこと。また、当該報酬については、複数の事</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 24時間の連絡体制</u></p> <p><u>24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。</u></p> <p><u>ウ 協議会への参画</u></p> <p><u>協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。</u></p> <p><u>エ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施</u></p>	<p><u>業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。</u></p> <p><u>(イ) (1)の(一)関係</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p>

改正後	現 行
<p><u>要領の 3 の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。</u></p>	<p>(e) <u>アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p>(f) <u>利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p>(g) <u>その他必要な事項</u></p> <p>b <u>議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p>c <u>「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(7)cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p>(ウ) (1)の(二)関係 <u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。</u></p> <p>(エ) (1)の(三)関係 <u>相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>(オ) (1)の四関係</u> <u>機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p><u>(カ) (1)の六関係</u> <u>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p><u>(キ) (1)の七関係</u> <u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) (1)の(ハ)関係</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(ケ) (1)の(九)関係</u></p> <p><u>取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前6月の平均値(以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。)を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>(三) <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務し</u></p>	<p><u>(ロ) (2)関係</u></p> <p><u>アの(ア)に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあつては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの(イ)～(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>イ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p>イ <u>24時間の連絡体制</u> <u>(二)のイの規定を準用する。</u></p> <p>ウ <u>協議会への参画</u> <u>(二)のウの規定を準用する。</u></p> <p>エ <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>(二)のエの規定を準用する。</u></p> <p><u>(四) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。</u></p>	<p><u>む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(1)の(-)については、アの(イ)～(ホ)まで、(ウ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>ウ <u>機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について</u> <u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(二)については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員</u></p>

改正後	現行
<p><u>ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(-)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p><u>イ 協議会への参画</u> <u>(二)のウの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>(二)のエの規定を準用する。</u></p>	<p><u>を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(-)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務</u></p>

改正後	現 行
<p>(五) <u>機能強化型サービス利用支援費(IV)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u></p> <p><u>専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)のアの(ア)のbに規定する業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。</u></p> <p>(六) <u>その他</u></p> <p>ア <u>離島等における特例</u></p> <p>(ア) <u>趣旨</u></p> <p><u>特別地域（計画相談支援報酬告示1の注12に規定する特別地域をいう。以下同じ。）に所在する指定特定相談支援事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例を規定するものである。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。</u></p> <p>(イ) <u>一体的に管理運営する事業所の範囲</u></p>	<p><u>を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>エ <u>機能強化型サービス利用支援費(IV)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについても同様である。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>一体的に管理運営する事業所で機能強化型サービス利用支援費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、(一)のイの(イ)のbに規定しているところであるが、特例の対象となる指定特定相談支援事業所については、当該範囲を同一都道府県内とする。</u></p> <p><u>(ウ) 現任研修修了者の配置要件</u></p> <p><u>人員配置要件として、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアに規定しているとおりに、現任研修修了者を1名以上配置することが必要であるが、特例の対象となる指定特定相談支援事業所については、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りることとしている。</u></p> <p><u>具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定特定相談支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいものである。</u></p> <p><u>イ 経過措置</u></p> <p><u>(ア) 拠点関係機関との連携</u></p> <p><u>令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一)のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。</u></p> <p><u>なお、当該協力にあたっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。</u></p> <p><u>(1) 基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、(二)のエ、(三)のエ及び四のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。</u></p> <p><u>なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定特定相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、(二)のエの規定を参照すること。</u></p> <p><u>(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の適用について</u></p> <p><u>① 取扱件数の取扱いについて</u></p> <p><u>取扱件数（(2)の③の(一)のアの(カ)に規定するところにより算定したものとする。以下同様。）が40件以上の場合は、40件以上に相当</u></p>	<p><u>(2) 取扱件数の取扱いについて</u></p> <p><u>(1)により算定した</u>取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又</p>

改正後	現行
<p>する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。)が、算定月におけるサービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。</p> <p>② サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(3)において算定した件数分について、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続サービス利用支援費については、モニタリング期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様である(以下(5)から(7)において同じ。)。</p>	<p>は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。</p> <p>(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて</p> <p>サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び継続サービス利用支援費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(2)において算定した件数分について、サービス利用支援費(Ⅱ)又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(Ⅰ)又は継続サービス利用支援費(Ⅰ)を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>(4) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続サービス利用支援費については、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できるこ</p>

改正後	現 行
<p>(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</p> <p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</p> <p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「<u>障害福祉サービス等</u>」という。）の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、障害福祉サービス<u>等</u>の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p> <p>(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて</p> <p>計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減</p>	<p>と。</p> <p>(5) 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱いについて</p> <p>指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について</p> <p>計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、障害福祉サービス<u>又は地域相談支援</u>の支給決定等に当たって指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。</p> <p>(7) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて</p> <p>計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減</p>

改正後	現 行
<p>算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の<u>注12</u>の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑮</u>の規定を準用する。</p> <p><u>3 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について</u> <u>計画相談支援報酬告示1の注13の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の3の(7)の③の規定を準用する。</u></p> <p><u>4 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の<u>⑱</u>の規定を準用する。</p> <p><u>5 初回加算の取扱いについて</u> 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合 <u>なお、指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる。</u></p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス<u>等</u>を利用していない場合</p> <p>(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経</p>	<p>算及び介護予防支援費重複減算については、1人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の<u>注9</u>の特別地域加算については、第二の2の(1)の<u>⑯</u>の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 計画相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の<u>⑲</u>の規定を準用する。</p> <p><u>4 初回加算の取扱いについて</u> 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス<u>及び地域相談支援</u>を利用していない場合</p> <p>(3) 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経</p>

改正後	現 行
<p>過する日以後に月 2 回以上、利用者等に面接した場合</p> <p><u>なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に 1 回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。</u></p> <p>上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3 を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>6 主任相談支援専門員配置加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を 1 名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な<u>助言・指導</u>を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。<u>なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型サービス利用支援費と同趣旨であるため、(一)のアの(ア)の b を参照すること。</u></p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、<u>次に掲げる区分に応じ、算定する。</u></p> <p>① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)</p>	<p>過する日以後に月 2 回以上、利用者<u>の居宅等に訪問し面接を行った</u>場合</p> <p>なお、上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3 を限度とする。)を乗じて得た単位数)を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>5 主任相談支援専門員配置加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を 1 名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、<u>当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談</u></p>

改正後	現 行
<p>(一) <u>事業所の要件</u> <u>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。</u></p> <p>(二) <u>主任相談支援専門員が行うべき事項</u> <u>主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。</u> <u>なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</u> <u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> <u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u> <u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u> <u>エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援</u></p>	<p><u>支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u> <u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</u> <u>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> <u>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</u> <u>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</u> <u>エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加</u></p>

改正後	現行
<p><u>方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。</u></p> <p>② <u>主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u></p> <p><u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の（ロ）のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていない。</u></p> <p><u>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>	<p>(3) 手続</p> <p>この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p>

改正後	現 行
<p><u>7</u> 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の<u>基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等</u>をいう。</p> <p><u>なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p><u>6</u> 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>計画相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の<u>心身の状況(例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など)、生活環境(例えば、家族構成、生活歴など)、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況</u>をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ)</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ)</p> <p>①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p> <p>情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。<u>なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が</u></p>